

一般社団法人 JELF（日本環境法律家連盟）

贈収賄および腐敗行為防止に関する方針

第1条 基本的な考え方

当団体は、環境の保全および持続可能な社会の実現を目的として、国内における調査・研究、情報発信、提言、声明の公表、法的措置の支援および政策提言活動（ロビイング）等を行っています。これらの活動は、公正性、透明性および社会からの信頼の上に成り立つものであり、贈収賄や腐敗行為は、環境保護の理念そのものを損なう重大な問題であると認識しています。

当団体は、関連法令および社会的規範を遵守し、贈収賄およびあらゆる腐敗行為を一切認めないとの明確な姿勢のもと、本方針を定めます。

第2条 適用範囲

本方針は、以下の者および関係に適用されます。

- 当団体の役員および職員
- 当団体と雇用関係にある者（常勤・非常勤・契約職員等を含む）
- 当団体が業務を委託する弁護士その他専門家（以下「協力先」と言います。）

※ 当団体は海外での事業活動や海外取引を行っていないため、本方針は主として国内における活動および関係者を対象とします。

第3条 贈収賄および腐敗行為の禁止

- 当団体は、以下の行為を含むあらゆる贈収賄および腐敗行為を禁止します。
 - 公務員またはみなし公務員に対する不正な金銭、物品、利益の供与またはその申込み
 - 職務上の判断や意思決定に影響を与えることを目的とした不当な利益の提供または受領
 - 虚偽の経費処理、架空請求、粉飾、資金の不正流用
 - 社会通念を逸脱した接待、贈答、便宜供与
- 当団体は、直接的・間接的を問わず、不正な利益の供与または受領を行いません。

第4条 寄附、助成金および資金の取扱い

- 1 当団体は、寄附金、助成金、補助金等の受領および使用にあたり、透明性および説明責任を重視します。
- 2 寄附や資金提供が、当団体の調査・提言内容、声明、政策的立場等に対する不当な影響力の行使を目的とするものである場合には、これを受け入れません。
- 3 資金の使途は、関係法令および内部規程に基づき、適正に管理・記録されます。

第5条 ロビイング、法的措置支援および政策提言活動における留意点

- 1 当団体は、政策提言やロビイング活動において、誠実かつ公正な手段を用いるものとします。
- 2 政策決定者や行政関係者に対し、不当な利益供与、便宜供与、見返りを期待した行為は一切行いません。
- 3 面談、意見交換、情報提供等は、透明性を意識し、当団体の目的および立場を明確にしたうえで行います。

第6条 利益相反の防止

- 1 当団体は、役員および職員が、個人的利益または第三者の利益を優先させることにより、当団体の判断の公正性が損なわることを防止します。
- 2 利益相反のおそれがある場合には、速やかに申告し、必要に応じて当該意思決定からの関与の回避等、適切な措置を講じます。

第7条 協力先・委託先との関係

- 1 当団体は、協力先との契約や委託にあたり、本方針の趣旨を尊重する関係構築に努めます。
- 2 協力先において、贈収賄または腐敗行為に該当する重大な問題が確認された場合は、事実確認のうえ、是正の要請、契約条件の見直し、契約解除等を含む適切な対応を検討します。

第8条 相談・通報および是正措置

- 1 当団体は、贈収賄や腐敗行為に関する懸念について、役員、職員、ボランティア等が相談または通報できる体制の整備に努め、担当理事を設置します。
- 2 当団体は、内部通報・相談を行った者に対して、不利益な取扱いは行いません。
- 3 問題が確認された場合には、担当理事及び理事会の責任において速やかに調査を行

い、必要な是正措置および再発防止策を講じます。

第9条 教育・周知

当団体は、本方針の内容について、役員、職員および関係者への周知を行い、必要に応じて理解促進に努めます。

第10条 方針の見直し

本方針は、関連法令の改正、社会的要請の変化、当団体の活動内容の変化等を踏まえ、必要に応じて見直しを行います。

第11条 公表

本方針は、当団体のウェブサイトその他適切な方法により公表し、透明性の確保に努めます。

以上

(2026年2月策定)